

商事判例研究

東京大学商法研究会

〔昭和四五年度 第七回〕

担保特約条項の各規定にもとづき、Y₁保険会社に対し合計七、一九九万三、〇〇〇円（一部保険があるため右合計金より少ない）および昭和三九年一〇月一五日より右支払に済みに至るまで、年六分の割合による遅延損害金の支払いを求める訴を提起したわけである。

七 火災保険普通保険約款および組立保険普通保険約款における地震免責条項の解説——火元の火災が地震に因つて生じたものであることを要する

商法六四〇条・六六五条

リスト

1973.4.1 (No.529)

東京地裁昭和四五年六月二二日判決
(昭和四一年(ワ)第五三三三・五三三五号、第五三三三号事件原告昭和石油株式会社第五三三三号事件原告昭和石油アスファルト、第五三三三号事件原告大正海上火災保険株式会社第五三三三号事件被告東京海上火災保險株式会社外五名、保険金請求、保険金請求併合事件)

〔昭和三四年六月二二日判決〕
東京地裁昭和四五年六月二二日判決
(昭和三四年(ワ)第五三三三・五三三五号、第五三三三号事件原告昭和石油アスファルト、第五三三三号事件原告昭和石油アスファルト、第五三三三号事件原告大正海上火災保険株式会社第五三三三号事件被告東京海上火災保險株式会社外五名、保険金請求、保険金請求併合事件)

下級民集二卷五・六号八六四頁
〔事実〕昭和三九年六月一六日一三時一分四〇秒、日本海の新潟県粟島付近を震源地として発生した「新潟地震」は、その規模七・七マグニチュードで、新潟、酒田で震度五、山形、福島等で震度四を記録した。地震に因る火災についても、新潟市だけで九カ所から発生しているが、これらの多くは石油関係企業から発生しており、その中でも原告X₁の火災は、代表的なものであり、X₁の火災

は、X₁新潟製油所の原油貯蔵タンクから出火したいわゆる「第一火災」とそこから北西方約一五〇メートルをへだてたX₁旧工場とそれに隣接する訴外A会社の第一工場との境界付近から出火したいわゆる「第二火災」の二つである。この中、「第一火災」は、地震発生直後の六月一六日一三時二分頃、容量三〇、〇〇〇キロリットルのフロー・テンプ原油貯蔵タンクから出火したものであつて、火勢猛烈を極め、延焼危険防止時六月一九日頃、鎮火日時七月一日五時頃に及ぶ大火災となり、損害もX₁関係においてはタンク五基、原油も全焼、さらに一般民家についても一八棟全焼の被害が生じた。この火災については、地震に因つて生じたものであることは顯著であり、火災保険金の請求はなかつた。第一火災の現場より北西方約一五〇メートルへだてたX₁旧工場とそぞれに隣接するA会社第一工場との境界付近から出火したものといわれている第二火災については、消防庁の公式報告にお

いて、「出火原因が不明のため出火場所の認定もできず」と判断している上、出火時刻が地震発生時から約五時間経過した一八時〇分頃であつたことから、火災の原因について争いが生じたわけである。X₁は、被告Y₁保険会社ら七社に対し、各契約の保険期間内である昭和三九年六月一六日より同月二〇日までの間に、火災によつて、その全部または一部が焼失したので、X₁は、右火災により一億〇一九六万四、三七五円の損害を蒙つたとして、右金員ならびにこれに対する昭和三九年一〇月九日よりその支払い済みに至るまで年六分の割合による遅延損害金の支払を求める訴を提起した。X₂は、各保険期間内である昭和三九年六月一六日より同月一八日までの間に、火災によつて、全部または一部が焼失したので、

Y₁保険会社側の抗弁は、つぎのごとくである。地震免責条項にいう「地震に因つて生じた火災」にも「地震に因つて生じた火元の火災」と「地震に因つて生じた延焼火災」との区別が存する。すなわち地震に因つて火源が作出され、これに可燃物が接触したかあるいは既存の火源により生じた火災は「地震に因つて生じた火元の火災」に該当するのに對し、地震に因らざる火災を原火としてこれをいわば火源としてこれに地震に因つて可燃物が接触して拡延した火災は「地震に因つて生じた延焼火災」である。したがつて生じた延焼火災」とは「地震に因つて生じた火元の火災」と「地震に因つて生じた延焼火災の延焼」の両者を含むものである、といふ。

これに対しても、X₁側の答弁および反論は、つきのごとくである。本地震約款に従業員には、生産高が皆無であったが、これらは石炭関係企業は、「原因が直接であると間接であると問わず、地震……に因つて生じた火災及びその他の損害」に対しても

保険者に責任がない旨規定しているが、本地震約款における「延焼」とは、「原因が直接であると間接であるとを問わず、地震……に因つて生じた火災」を意味することは疑いないと文理解釈によれば、本地震約款では「その延焼」と定めているのであるから、ここにいう「その」とは延焼の直前にある「地震に因つて生じた火災」を意味することは明らかである。また、全体的構文からしても「原因が直接であると間接であるとを問わず」という文言が「延焼」と「その他の損害」をそぞれ修飾するものとは考えられない。

けだし、「その他の損害」とは普通保険約款一条二項の規定に基づきてん補されるべき消防または避難に必要な処置によつて生じた損害も地震火災の場合には免責される旨を規定するために設けられたと解すべきであるから、これに「原因が直接であると間接であるとを問わず」という修飾語がつくことはありえない、といふ。

〔判旨〕請求棄却。

一 「火災保険普通保険約款五条一項八号では『火災及びその延焼』として火災と延焼とを区別して規定しているのであって、このことにはかんがみると、同条項にいう『火災』とは延焼でない火災、すなわち火元の火災をいうものと解され、またこれを条項の文理に即してみて

も、同条項は『原因が直接であると間接であるとを問わず地震に因つて生じた火災』と規定し、延焼については前記のとくべきである。文理解釈によれば、本地震約款では『火災』にかかる、この文理に照らし、『原因が直接であると間接であるとを問わず地震に因つて生じた』は『火災』にかかり、『その延焼その他の損害』を修飾するのではないかと解するのが相当である。したがつて、同条項にいう『その延焼』とは、地震に因つて生じた（火元の）火災の延焼をいうものと解するのを相当とする……」

二 「本件第二火災の火元の火災（火源）は、A工場の第三資材倉庫内に格納されていたガス鉄粉の自然発火であることと認めるのが相当である。そして、火災保険普通保険約款および組立保険普通保険約款の地震免責条項によつて保険者が保険金支払いの義務を免れるために、火元の火災が直接たると間接たると問わず地震に因つて生じたものであることを要するというが、X側の主張であり、それを必要とせず地震に因つて流出した石油に引火して火災が発生したこととをもつて足りるというが、Y側の主張である。火災保険普通保険約款と異なり「及びその延焼その他の損害」という文言のないことを留意しなければならない。第一に、地震免責条項における因果関係について、判旨は、同条項の文理に従つて、地震と保険事故たる火災との間に因果関係の有無が問題となると判示しているが、これでよいのか、つまり、地震と損害との間の因果関係が問題となると解すべきでないか、という疑問があ

る。この場合にも延焼火災損害の場合に火元の火災が地震に因つて生じたものであることを要する、と判示しているわけであるが、これでよいのかという疑問が生ずる。火災保険普通保険約款五条一項は、「当会社は、次に掲げる損害をてん補する責に任じない」と規定し、第八号は、「原因が直接であると間接であるとを問わず、地震に因つて生じた火災及びその他の損害」と規定している。これに対して、組立保険普通保険約款第六条は、「当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険の目的につき次に掲げる事故により生じた損害に対しても、てん補する責に任じない」と規定し、その三号に「地震……による事故」とある。火災保険普通保険約款と異なり「及びその延焼その他の損害」という文言のないことを留意しなければならない。第一に、地震免責条項における因果関係について、判旨は、同条項の文理に従つて、地震と保険事故たる火災との間に因果関係の有無が問題となると判示しているが、これでよいのか、つまり、地震と損害との間の因果関係が問題となると解すべきでないか、という疑問がある。第三に、判旨は、「原因が直接であると間接であるとを問わず地震に因つて生じた」とは、火元の火災の発生原因についての語句である、と判示しているが、これでよいのか疑問である。ま

リスト

1973.4.1 (No.529)

た、「原因が直接」というのは、たとえば現に火力を用いつある場合に地震に因つて建物が倒壊し火災を生ずるような場合をさし、「間接」というのは、たとえば現に火力を用いていない場合に地震によつて薬品等可燃性の物質が転倒するなどして摩擦等を起し、これにより発火して火災を生じたような場合をさすものと解せられる、と判示しているが、「直接・間接」の意義は、このようなもののか、という疑問でてくるのである。第三点は、第一点、第二点それぞれに関係する問題である。以上の三点について検討したい。

三 わが国における地震免責条項は、古くからある。明治二六年一〇月に約款改正があり、ここにおいてはじめて現代的な火災保険が誕生したといわれている。その約款第六条は「左ノ場合ニ於テハ当会社ハ損害弁償ニ責ニ任せス」と規定し、その第六号は「震災ニ原因スル火災及其他ノ損害」と規定していた(北沢有勝・火災普通保険約款論一〇三頁)。さらに、明治三三年頃に統一改正法が作成され、これを各社が使用するに至つた。その一五一条五号に「原因ノ直接ト間接トヲ問ハス地震……ノ為ニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害」については損害填補の責に任ぜずとの規定を設けるに至つた(北沢・前掲書一二五頁)。現行の地震免責条項が「……に因つて」とあるところが異

なるだけである。現行約款は、昭和一六年にできたものである。

また、上述のことく組立保険普通保険約款は、なんら「及びその延焼その他の損害」という文言はないし、また他の約款たとえば住宅(店舗)総合保険普通保険約款第五条第二項は、「当会社は、その原因が直接であると間接であるとを問わず、損害……が次に掲げる事故によつて生じたときは、保険金を支払う責に任じません」と規定し、第二号に「地震……」と規定しているにすぎない。

判旨の指摘するごとく「免責条項は保険者に有利に類推なし拡張解釈をなすべきではない」ことは当然のことながら、わが国の現行火災保険約款が「火災及びその延焼その他の損害」とあることにより、たんに「損害」とある場合よりも免責の範囲が狭くなるがとき解釈論はおかしなことといわざるをえない。たとえば、上述のごとき組立保険・住宅(店舗)総合保険の保険の目的が地震に因つて滅失したとするならば、このことは一層明らかである。つまり、火元の火災が地震に因つて生じたものであるか否かに問はず、「損害」が「地震」と因果関係があるか否かのみが問われるべきである。

判旨は「原因が直接であると間接であるとを問わざ地震に因つて生じた」といふのは、火元の火災の発生原因についての語句であるとして、「原因が直接」というのは、たとえば現に火力を用いつつある場合に地震によつて建物が倒壊し火災を生ずるような場合をさし、「間接

判示しているが、地震免責条項の文理に従つてもこのようにはならない。火災保険普通保険約款第五条は「次に掲げる損害をてん補する責に任じない」(傍点筆者)と規定し、第八号に「……地震に因つて生じた火災及びその延焼その他の損害」(傍点筆者)とあるわけ、「地震」と「損害」との因果関係の有無のみが問題とさるべきことは明らかではなかろうか。すなわち、「……火災その延焼」とは、最後の「損害」にかかる。つまり、地震免責条項は、地震に因つて生じた「延焼」は、最後の「損害」にかかる。つまり、地震免責条項は、地震に因つて生じた「延焼」が、地震に因つて生じた「その他の損害」を免責と規定したものと理解すべきである。もつとも、地震に因つて「火災損害」が発生した場合には、「地震」と「火災損害」とのつながりがあるか否かの判断にあたつて、「地震」と「火災事故」との間の因果関係が論理的に判断される場合がありうることは当然のことである。

判旨は「原因が直接であると間接であるとを問わざ地震に因つて生じた」といふのは、たとえば現に火力を用いつつある場合に地震によつて建物が倒壊し火災を生ずるような場合をさし、「間接

の物質が転倒するなどして摩擦を起し、これにより発火して火災を生じたような場合をさすものと解せられる、と判示している。X₁側の主張を採用したわけである。この点につき、かつて三浦義道博士は、地震免責条項の文理解釈として、同号により保険者が免責される場合は、(+)の延焼の「その」は(+)の火災そのものを意味する、と説かれ、さらに「直接」「間接」の具体例として、判旨にある例を挙げられているわけである(三浦・地震約款二八頁)。結局、判旨は、三浦義道博士の見解に従つたものといえよう。文理解釈としては、判旨のごとく「原因が直接であると間接であるとを問わざ」という文言が「地震……に因つて生じた火災」にかかるものであつて、「その延焼」を修飾する文言でないとも解しうる。また逆に、Y₁保険会社側の主張することく「その延焼」を修飾する文言であるとも解しうる。要するに、いずれにも解し得るのであつて、文理解釈だけからは判断しえないといわざるをえない。結局、地震免責条項の設けられた趣旨を含めて、その条項の合理的な解釈がなされなければならない。ただ火力を用いているために地震に因つて建物が倒壊して火災が生ずることも、薬品等可燃性の物質が転

リスト

倒し摩擦を起こし、発火して火災を生ずることも、いずれも地震に因る火災事故の発生の態様に相違があるとしても「直接」「間接」の相違を両者にみとめることは困難ではなかろうか。「原因の直接であると間接であると問わづ」という文言につき、文理解釈として「地震」と「火災」とが直結する場合のみならず、この両者間に他の幾多の事実が介在しても、すなわち地震が火災の遠因であつても保険者免責となることを意味する、と説き、ここに「原因の直接であると間接であると問わづ」の意味がある、とする見解もある(野津務「地震免責約款の解釈」損害保険研究三四卷三号一九頁)。しかし、この見解には多少の疑問がある。かつて、ジャマイカにおいて大地震があり、イギリスの一九〇八年の Total, Broadhurst Lee Co. v. London and Lancashire Fire Insurance Co. 事件で、Bigham 裁判官は、近因に関する保険法の原則は、特別の契約のある場合には適用されない。地震は、火災の近因たりえない。地震に因つて生ずる突然の震動が燃えていたる石炭を炉からある物質の上に投げつけの場合に、近因の原則に従つて、近因が一体地震であるかどうか疑問である。遠因が地震であつて、その地震が燃えていたる石炭を物質の上に炉からとばさせたのである、と判示してしまひが注目されるのである(Ivamy, General principles of insurance law, 1966, p. 325)。

insurance law, 1966, p. 325)。つまり、火災保険約款における地震免責条項で問題となるのは、遠因すなわち「間接損害」が「直接」「間接」の相違を両者にみとめることがになるのである。判旨の直接・間接の区別として引用する例は、両者とも同じことであつて、そこに相違するところがないのではないか。

四 原因が「直接」というのは、直接地震損害であり、原因が「間接」というのは、間接地震損害である、と解した。直接地震損害とは、地震倒壊損害をいい、建物の倒壊により発生した損失およびそれにより動産(建物と一体をなす)に生じた損害であり、間接地震損害の場合には、火災損害および爆発損害が重要であつて、その一として、ガス管の破裂、電気ショート、火床からの火の落下による火災損害、その二として、地震火災よりの転移による火災損害、その三として、地震が直接の原因でないが地震に因り作出された状態がその拡大および強化に決定的に影響を及ぼす火災損害すなわち水の欠乏、道路の破壊などにより消防活動が不可能であることによる火災損害、さらにまた津波・洪水・山くずれ・地すべり・雪なだれによる損害が挙げられてゐる(Seller, Erdbeben und Versicherung, ZVW., Bd. 40, 1940, S. 51; Rommel, Erdbebenversicherung, Handwörterbuch des Versicherungswesens, Bd. I, 1958, S. 558)。

わが地震免責条項の「原因の直接」といふことは、「その他の損害」にかかり、「他の損害」にかかる。したがつて、「地震」に因る「倒壊損害」「火災損害」「延焼火災損害」「その他間接損害」を免責としたものと理解すべきである。

判旨は、火元の火災が地震に因つて生じたことを必要とする、と判示している。わけであるが、それは全く理由がないといわざるをえない。火元が地震に因つて発生したものでなくとも延焼火災損害が地震と因果関係のある場合つまり地震に因つて発生した状態が延焼火災損害に決して、その点異論のあるところであるが、火災保険においては、相当判示し、相当因果関係説に立つことを明らかにした。本判決もまた相当因果関係説に立つている。この点異論のあつてゐるが、火災保険においては、相当因果関係を採ることによりとくに不都合を生じることはないことを指摘するにとどめ、本評釈では深く立ち入らない。判旨第二点は、事実認定の問題であり評釈の限りではない。

なお、地震に因る家屋の倒壊(火災によらない)が免責されることは当然のことであり、これを直接地震損害として考えない、との反論もありえようが、たゞえば火災保険普通保険約款第五条第五項。第六項は「火災に因ると否とも問わづ」と規定して「破裂又は爆発の損害」「放射線照射又は放射能汚染の損害」を免責としていることなどをかんがみてかかる規定は正しいものではない。またアメリカの火災保険約款においても、倒壊損害

判決は、相当因果関係説に立つことを明らかにした。本判決もまた相当因果関係説に立つている。この点異論のあつてゐるが、火災保険においては、相当因果関係を採ることによりとくに不都合を生じることはないことを指摘するにとどめ、本評釈では深く立ち入らない。判旨第二点は、事実認定の問題であり評釈の限りではない。

（石田 滉）

〔昭和四四年度 補遺〕

26 有限会社の取締役の第三者責任—業務を一任された被用者が手形・小切手を乱発した事例

（昭和四二年（ワ）第六四号、須崎自動車有限公司社對神谷憲一、名古屋地裁半田支部昭和四四年九月二四日判決）

わが地震免責条項の「原因の直接」といふことは、「その他の損害」にかかり、「他の損害」にかかる。したがつて、「地震」に因る「倒壊損害」「火災損害」「延焼火災損害」「その他間接損害」を免責としたものと理解すべきである。

なお、本判決は、相当因果関係説に立つことを明らかにしている。火災により爆発を生じ損害が発生したケースにつき、大審院昭和二年五月三一日判決(民集六卷一号五二一頁)は、「爆発損害」が火災の間接損害を免責としたものと理解すべきである。

判旨は、火元の火災が地震に因つて生じたことを必要とする、と判示している。わけであるが、それは全く理由がないといわざるをえない。火元が地震に因つて発生したものでなくとも延焼火災損害が地震と因果関係のある場合つまり地震に因つて発生した状態が延焼火災損害に決して、その点異論のあるところであるが、火災保険においては、相当因果関係を採ることによりとくに不都合を生じることはないことを指摘するにとどめ、本評釈では深く立ち入らない。判旨第二点は、事実認定の問題であり評釈の限りではない。

（石田 滉）

わが地震免責条項の「原因の直接」といふことは、「その他の損害」にかかり、「他の損害」にかかる。したがつて、「地震」に因る「倒壊損害」「火災損害」「延焼火災損害」「その他間接損害」を免責としたものと理解すべきである。

なお、本判決は、相当因果関係説に立つことを明らかにしている。火災により爆発を生じ損害が発生したケースにつき、大審院昭和二年五月三一日判決(民集六卷一号五二一頁)は、「爆発損害」が火災の間接損害を免責としたものと理解すべきである。

判旨は、火元の火災が地震に因つて生じたことを必要とする、と判示している。わけであるが、それは全く理由がないといわざるをえない。火元が地震に因つて発生したものでなくとも延焼火災損害が地震と因果関係のある場合つまり地震に因つて発生した状態が延焼火災損害に決して、その点異論のあるところであるが、火災保険においては、相当因果関係を採ることによりとくに不都合を生じることはないことを指摘するにとどめ、本評釈では深く立ち入らない。判旨第二点は、事実認定の問題であり評釈の限りではない。

（石田 滉）

わが地震免責条項の「原因の直接」といふことは、「その他の損害」にかかり、「他の損害」にかかる。したがつて、「地震」に因る「倒壊損害」「火災損害」「延焼火災損害」「その他間接損害」を免責としたものと理解すべきである。

なお、本判決は、相当因果関係説に立つことを明らかにしている。火災により爆発を生じ損害が発生したケースにつき、大審院昭和二年五月三一日判決(民集六卷一号五二一頁)は、「爆発損害」が火災の間接損害を免責としたものと理解すべきである。

判旨は、火元の火災が地震に因つて生じたことを必要とする、と判示している。わけであるが、それは全く理由がないといわざるをえない。火元が地震に因つて発生したものでなくとも延焼火災損害が地震と因果関係のある場合つまり地震に因つて発生した状態が延焼火災損害に決して、その点異論のあるところであるが、火災保険においては、相当因果関係を採ることによりとくに不都合を生じることはないことを指摘するにとどめ、本評釈では深く立ち入らない。判旨第二点は、事実認定の問題であり評釈の限りではない。

（石田 滉）